

# 女性活躍推進法が改正されました！

## 一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務の対象拡大

女性活躍推進法とは…女性がその個性と能力を十分に発揮して、職業生活において活躍できる社会の実現を目指すもので、国や地方公共団体、企業に対し、行動計画の策定や情報公表等を義務付けています。

★**2022年（令和4年）4月から一般事業主行動計画の策定や情報公表等の義務が、常時雇用する労働者数 301人以上の事業主から 101人以上の事業主まで拡大されます。**

常時雇用する労働者が 101～300人の事業主の方は、お早目に以下の準備をお願いします。

### 【常時雇用する労働者数が 101～300人の事業主の方】

#### 一般事業主行動計画の策定・届出、周知・公表

ステップ1：自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析

ステップ2：行動計画の策定（**数値目標 1項目以上**）、社内周知、公表

自社の課題に基づいた**数値目標を1項目以上**定める必要があります。

＜数値目標の例＞

- ・総合職で採用した労働者に占める女性労働者の割合を30%以上にする
- ・課長職より1つ下の職階の女性割合を20%から30%にする
- ・毎月の平均残業時間を20時間以下にする
- ・配偶者が出産した男性労働者の育児休業取得率を30%以上にする

ステップ3：行動計画を策定した旨の千葉労働局への届出

ステップ4：取組の実施、効果の測定

#### 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する情報を**1項目以上**公表してください。

（厚生労働省が運営する「女性活躍推進データベース」、自社のホームページ等）



#### 【お問い合わせ先】

千葉労働局 雇用環境・均等室

電話：043-221-2307